

令和3年5月21日

第27回 国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部  
大臣指示

- 本日開催された政府の「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、緊急事態措置を実施すべき区域に沖縄県を追加することが決定されました。実施期間は、5月23日から6月20日までです。  
また、愛媛県については、5月22日をもって、まん延防止等重点措置区域から除外することが決定されました。
- 緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域においては、英国で最初に検出された変異株に置き換わったと推定されることを踏まえ、引き続き、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛等が求められ、感染防止等の徹底に取り組むこととされています。  
そのため、私からは、5月14日付けで指示した各種の取組について、当面、その実施を継続し、感染拡大の防止に万全を期すことを改めて指示いたします。
- 引き続き、職員一人一人が、国家公務員としての高い自覚と緊張感をもって業務に励むとともに、感染予防対策や体調管理を徹底して下さい。
- 国民の生命と暮らしを守るためには、速やかに感染収束を図らなければいけないと考えております。省としてそのような思いを1つにしてしっかり対応していきたいと思っております。
- 私からは以上です。